

上里町スズメバチ等の巣駆除に係る事務手続き及び補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民に危害を及ぼすおそれのあるスズメバチ等の巣の駆除(以下「駆除」という。)に係る事務手続き及び、駆除した者が要した費用に対し、補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金に関しては、上里町補助金等交付手続き等に関する規則に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) スズメバチ等とは、ハチ目スズメバチ科に属するスズメバチ亜科をいう。
- (2) 町税等とは、町税、介護保険料、上下水道料金をいう。
- (3) 初期の営巣とは、女王蜂単独の巣であり、徳利を逆さにしたような形状のものをいう。
- (4) 巣として機能していないものとは、冬季に巣の中の蜂が死滅し、空巣となったものをいう。

(駆除の届出)

第3条 町職員による駆除を依頼しようとする者及び補助金の交付を受けようとする者は、駆除を行う前に上里町スズメバチ等の巣駆除届出書(様式第1号)及び写真を町長に提出しなければならない。ただし、スズメバチ等が人に危害を及ぼすおそれがある等緊急を要する場合その他やむを得ない理由により、事前に提出することができないときは、この限りでない。

(施行区分)

第4条 町は前条の駆除の届出の際に施行区分を判断するものとし、初期の営巣若しくは巣として機能していないものの駆除については、町職員が無償で駆除できるもの(駆除の場所等により町職員による駆除が困難な場合を除く。)とし、補助金の対象外とする。

(補助対象者)

第5条 駆除に要した費用に対する補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、町長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 町内においてスズメバチ等が営巣している建物若しくは土地(以下「建物等」という。)の所有者(国、地方公共団体、法人及び賃貸物件を除く。)または所有者から駆除に係る承諾を得た者であること。
- (2) 申請者世帯で町税等を滞納していないこと。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、スズメバチの巣1個に対し、駆除業者への支払いに要した費用の2分の1に相当する額とし、12,000円を限度とする。この場合において、その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(費用の負担)

第7条 駆除を行うために建築物等の一部を損壊する必要が生じた場合の費用及びその復旧に係る費用は、駆除を依頼した者の負担とする。

(補助金の交付申請)

第8条 駆除を行った者で補助金の交付を受けようとするものは、上里町スズメバチ等の巣駆除補助金交付申請書(様式第2号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 駆除に係る領収書(駆除のほか、解体や駆除に要した機器等がある場合は、詳細が分かるもの)の写し
- (2) 駆除する前と駆除した後の状況が分かる写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 前項の申請書の提出期限は、領収書が発行された日から起算して30日以内に提出しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第9条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、上里町スズメバチ等の巣駆除補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により申請をした者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金を交付することを決定したときは、申請をした者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第10条 町長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付(不交付)決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱に違反したとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

上里町スズメバチ等の巣駆除届出書

年 月 日

上里町長 様

住 所
届出者 氏 名
電話番号

次のとおりスズメバチ等の巣を駆除したいので、届け出ます。

駆除する場所	上里町大字		
営巣場所		巣の大きさ	c m
高さ		個数	個
駆除する日	年 月 日		

添付書類

- (1) 位置図
- (2) 写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

【事務処理欄】

施行区分	1. 町で駆除 2. 補助金対象 3. 対象外
対象外となつた理由	1. スズメバチの営巣ではない () 2. その他 ()

様式第 2 号(第 8 条関係)

上里町スズメバチ等の巣駆除補助金交付申請書

年 月 日

上里町長 様

住 所
届出者 氏 名
電話番号

次のとおりスズメバチ等の巣駆除補助金を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

交 付 申 請 額				円
駆 除 に 要 し た 額				円
駆 除 し た 場 所				
駆 除 し た 日	年 月 日			
補助金振込先金融機関名	銀行 金庫 農協	支 店 名	支 店 出張所	
預 金 種 別	普 通 ・ 当 座	口 座 番 号	⋮	⋮
フリガナ				
口 座 名 義				

添付書類

- (1) 駆除に係る領収書の写し
- (2) 駆除する前と駆除した後の状況が分かる写真
- (3) 位置図
- (4) その他町長が必要と認める書類

様式第 3 号(第 9 条関係)

上里町スズメバチ等の巣駆除補助金交付（不交付）決定通知書

第 号
年 月 日

様

上里町長



年 月 日付けで申請のあったスズメバチ等の巣駆除補助金について、審査の結果、次のとおり決定・却下したので通知いたします。

1 交付決定額 円

2 却下の理由